

令和 8 年

花巻市議会定例会請願陳情文書表

第 2 回

(令和 8 年 6 月 1 2 日)

受 付 番 号	第 6 号 陳 情	受 理 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 日
件 名	岩手県特定不妊治療交通費助成制度における助成基準額の改善を求める意見書の提出を求めることについて		
提 出 者	花巻市南川原町 4 - 1 杉 山 綜 一	紹 介 議 員	
要 旨			
趣 旨 岩手県では、令和 5 年度より特定不妊治療に係る通院交通費の一部を助成する「特定不妊治療交通費助成制度」が実施されています。しかしながら、現行の算定方式では、花巻市から盛岡市の医療機関への通院において助成基準額がゼロ円とされており、花巻市民が同制度の恩恵を受けられない状況が生じています。 花巻市議会として、岩手県に対し、助成額算定における千円未満切捨てを五百円未満切捨てに改めるよう求める意見書を提出されますよう、ここに陳情いたします。 理 由 1. 現行制度の概要と問題点 岩手県の特定不妊治療交通費助成制度は、特定不妊治療（体外受精・顕微授精等）に係る通院交通費の一部を助成するものです。助成額は「標準交通費の 2 分の 1（千円未満切捨て、上限 3, 0 0 0 円）」として算定されています。 花巻市から盛岡市の医療機関への往復交通費は、県の試算では約 1, 3 0 0 円（標準交通費）とされています。この 2 分の 1 は約 6 5 0 円となりますが、現行の千円未満切捨てにより端数が切り捨てられ、助成基準額はゼロ円とされています。その結果、花巻市在住の方が盛岡市の医療機関で特定不妊治療を受けても、当制度からは一切の助成が受けられません。 なお、岩手県内で保険適用の特定不妊治療を受けられる医療機関は現在 2 か所（岩手医科大学附属病院・京野アートクリニック盛岡）に限られており、いずれも盛岡市内に所在します。花巻市民はこれらの機関への通院を余儀なくされているにもかかわらず、制度の恩恵を受けられない状況は、治療を希望する方々にとって大きな不公平感と経済的負担をもたらしています。 2. 改善を求める内容 助成額の算定における端数処理を「千円未満切捨て」から「五百円未満切捨て※」に改めることを求めます。			

この変更により、花巻市から盛岡市への通院の場合、標準交通費 1,300 円の 2 分の 1 = 650 円は、五百円未満切捨てにより 500 円として助成の対象となります。少額ではありますが、制度の趣旨（経済的負担の軽減）に沿った、より公平な運用が実現します。

※

標準交通費の 2 分の 1 の額	助成額
0 ～ 499 円	0 円
500 円 ～ 999 円	500 円
1,000 円 ～ 1,499 円	1,000 円
1,500 円 ～ 1,999 円	1,500 円
2,000 円 ～ 2,499 円	2,000 円（以下、続く）

3. 県の見解と今後の対応への期待

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室は、当制度に関する問い合わせに対し、「実際の交通事情や運賃の変動等を考慮しながら、今後の制度の在り方について検討してまいります」と回答しています。この回答は、見直しの余地を認めるものであり、市議会から正式に意見書を提出することで、制度改善を促す効果が期待できます。

4. 少子化対策・子育て支援の観点

不妊治療は、子どもを望む多くの夫婦にとって切実な問題です。国・県・市町村が一体となって少子化対策に取り組む中、通院する市町村によって助成額がゼロとなる現状は、制度の実効性・公平性の観点から早急に是正されるべきです。花巻市議会が先導して本問題に声を上げることは、市民の利益を守るうえで重要な意義があります。

陳情事項

花巻市議会は、岩手県に対し、特定不妊治療交通費助成制度における助成額の端数処理を「千円未満切捨て」から「五百円未満切捨て」に改めることを求める意見書を提出してください。

付託委員会	文教福祉常任委員会	審査結果	
-------	-----------	------	--